

# フルートアンサンブル アンダンテ会則

## (名称)

第1条 本会は『フルートアンサンブル アンダンテ』（通称、アンダンテ）という。

## (目的)

第2条 本会はフルートのアンサンブルを楽しみ、会員相互の親睦の和を図り、地域の文化と音楽の振興・発展に寄与し、活力ある市民活動を推進することを目的とする。

## (会員)

第3条 本会はその主旨に賛同するものをもって会員とする。

## (役員等)

第4条 本会は会員相互の円滑な活動のため次に掲げる役員等を置く。

- (1) 役員は次の3名又は4名で構成される。別に監事1名を置く。  
会長1名、副会長1名又は2名、会計1名
- (2) 役員等の選任は、自薦または他薦とし、総会での信任を必要とする。

## (役員等の任務)

第5条 本会の役員ならびに監事の任務を次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事有る時は、その職務を代行する。また、書記の職務も務める。
- (3) 副会長は本会の総会、運営委員会の議事録および活動記録を作成する。
- (4) 会計は本会の会計事務を処理し、本会の財務を管理する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。

## (役員等の任期)

第6条 本会の役員等の任期は一年とし、再任は妨げないものとする。

- (1) 役員等は、任期満了の後においても、後任が就任するまではその職務を行うものとする。

## (総会)

第7条 本会は次に掲げる総会を開催する。

- (1) 定時総会.....年1回（3月）
- (2) 臨時総会.....会長の要請あるいは会員の過半数の要請があった場合

## (総会成立及び議決)

第8条 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数で議決する。

### **(総会の議事)**

第9条 総会では次の事項を審議、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員・監事及び運営委員の信任
- (3) 行事報告及び行事計画
- (4) 収支報告等決算報告及び予算
- (5) 固定資産の購入及び処分
- (6) その他必要事項

### **(総会の議長)**

第10条 総会の議長は会長が推薦し、出席者に了承された者が任務に当たる。

### **(運営委員)**

第11条 会の能率的な運営の為に、運営委員を置く。

- (1) 運営委員は役員3名又は4名、および監事と、14条で定める係の代表者4名以上（各係より1名以上）とする。
- (2) 運営委員は総会での信任を必要とする。
- (3) 運営委員の任期は一年とする。
- (4) 運営委員は、任期満了の後においても、後任が就任するまではその職務を行うこととする。

### **(運営委員会の開催)**

第12条 運営委員会は必要に応じて会長が招集し、運営委員の過半数で開催する。

### **(運営委員会の議事)**

第13条 運営委員により、次に掲げる事項について会議を行う。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 行事運営の具体的な方法
- (3) 資産の具体的管理方法
- (4) その他必要と認めた事項

### **(係)**

第14条 会の円滑・能率的な活動のため次の係を設ける。

- ① 演奏会係
- ② 楽譜、備品係
- ③ 渉外、広報、懇親会係
- ④ 音楽係

### **(練習日及び練習場)**

第15条 本会の練習は、通常、毎週金曜日午後6時から9時まで、主に八千代台東南公民館にて行う。

## (会計)

第16条 本会の会計は次に掲げる資産をもってこれに当てる。

- (1) 楽器等の固定資産（取得価額10万円以上、かつ耐用年数1年以上）
- (2) 会費等
- (3) その他の収入

## (資産の管理)

第17条 本会の資産の管理責任者は会長とするが、具体的には現預金を除き、現物管理は楽譜・備品係が管理簿により管理する。なお、固定資産については別に定める「固定資産管理細則」による。

## (会計年度)

第18条 本会の会計年度は3月1日から翌年2月末までとする。

## (会費等)

第19条 本会の会費等は一ヶ月4,000円とする。ただし、学生の会費等は一ヶ月2,000円とする。

{内訳は、会費2,000円（学生1,000円）、発表会等の経費相当分2,000円  
（学生1,000円） }

- (1) 会費等は、原則として毎月一回目の練習日に当月分を納入する。
- (2) 会費等は、出欠の如何に拘わらず納入するものとする。
- (3) 会費等の返還は原則として行わない。

## (臨時会費等)

第20条 本会運営において予期せぬ事象や、やむを得ぬ事情により、財務上の逼迫が認められる場合、会長の提案により臨時総会にて過半数の賛成をもって臨時会費等を徴収することができる。

## (休会)

第21条 . やむを得ず一ヶ月以上休む場合は、原則として前月末までに会長に休会を届け出る。

休会中の会費は免除される。なお、疫病蔓延、その他社会の情勢等に起因し、休まざるを得ない場合も休会扱いとする。

## (退会)

第22条 退会する場合は会長に届け出る。無届で三ヶ月以上会費を滞納した場合は退会したものとみなす。

## (講師との契約)

第23条 本会の講師との契約は総会の承認を必要とし、契約は別規定によるものとする。

(会則の改定)

1997年12月 1日 改定  
2003年 4月 1日 改定  
2006年 4月 1日 改定  
2009年10月 1日 改定  
2010年 3月26日 改定  
2010年 6月 4日 改定

2011年 4月 1日 改定  
2012年 4月 1日 改定  
2017年 4月 1日 改定  
2021年 6月12日 改定

## 固 定 資 産 管 理 細 則

1. アンダンテ所有の楽器等、固定資産の統括管理責任者は会長とするが、具体的には楽譜・備品係が管理責任者としてこの任にあたる。
2. 現物の管理者は、原則として各年度の定演曲目で当該楽器等を主に担当する会員とする。  
また、現物を自宅に持ち帰る(預る)会員は、管理責任者に申し出て、預り簿に記載の上持ち帰る。
3. 現物の管理者(自宅に持ち帰る会員含む)は、善良な管理者の注意義務に則り、通常の使用方法、通常の保管方法を順守する。
4. 統括管理責任者は、必要と認められる固定資産の管理簿等を備えるとともに、偶然な事故による固定資産の毀損、盗難等のリスクに備え、動産総合保険を付保するものとする。

### (附則)

この管理細則の改定については、運営委員会の決議にて行うことができる。

フルートアンサンブル・アンダンテ

2009年10月1日制定

2017年 4月1日改定

2021年 5月1日改定